

平27年度 第3回福祉のまちづくり推進審議会 会議録

■ 日 時：平成28年3月16日（水） 午前10時00分～11時55分

■ 場 所：府中市役所 北庁舎3階 第1会議室

■ 出席者：（五十音順・敬称略）

<委 員>

遠藤乃理子、岡田昭太郎、熊上肇、小林清次郎、佐久間和子、下條輝雄、鷹野吉章、中山圭三、野本矩通、林比典子、宮崎貞男、吉田佳子、和田光一

<事務局>

福祉保健部長（川田）、福祉保健部次長兼地域福祉推進課長（遠藤）、地域福祉推進課長補佐兼社会福祉係長（阿部）、高齢者支援課長（安齋）、高齢者支援課長補佐兼地域包括ケア推進係長（鈴木）、介護保険課長（石川）、介護保険課長補佐兼介護保険制度担当主査（浦川）、障害者福祉課長（松下）、障害者福祉課長補佐兼生活係長（相馬）、地域福祉推進課計画推進・臨時福祉給付金担当理事（三ヶ尻）、地域福祉推進課主任（中村）、地域福祉推進課事務職員（渡部）

■ 傍聴者：0名

■ 議 事 1 開会

2 議題

（1）会議録の確認について

（2）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の平成26年度実績について

（3）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（平成21年度から平成26年度）の総合評価について

（4）地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（平成27年度から平成32年度）の評価表（案）について

3 その他

4 閉会

■ 資 料 資料1 平成27年度第2回府中市福祉のまちづくり推進審議会会議録

資料2 平成27年度第2回福祉のまちづくり推進審議会質問・要望事項回答一覧

資料3-1～3-3 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

（平成21年度から平成26年度）総合評価について

資料4-1～4-4 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

（平成27年度から平成32年度）評価表（案）について

参考資料1 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画

（平成21年度～平成23年度実績）

参考資料2 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画事業実施計画

（平成24年度～平成26年度実績）

1 開会

事務局：本日は大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。ただいまより平成27年度第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を開会いたします。本日の会議はまだお見えになっていない方もいらっしゃると思いますが、委員15名中11名ご出席いただいております。府中市福祉のまちづくり条例施行規則第18条に規定する定足数を満たしていますので、有効に成立しております。なお、河野委員、村中委員は都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

議題に入る前に資料の確認をさせていただきます。事前送付資料は、資料1、資料2、資料3-1から3-3、資料4-1から4-4でございます。本日お配りした資料は、参考資料1と参考資料2でございます。

本日の審議会では、主に地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の平成21年度から平成26年度までの総合評価について、ご審議いただく予定としております。

なお、本日の会議には視覚に障害のある方と聴覚に障害がある方がいらっしゃいますので、発言の際には挙手をしていただき、名前を仰ってからご発言願います。

本日は傍聴希望の方はいらっしゃいませんので、以後の進行は会長に議事を進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

2 議題

(1) 会議録の確認について

会長：皆さん、おはようございます。議題(1)は平成27年度第2回福祉のまちづくり推進審議会の会議録の確認でございます。何かご意見等ございますでしょうか。なければ、会議録は承認ということでよろしく願いいたします。

(2) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の平成26年度実績について

会長：それでは、議題の(2)に入りたいと思います。地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の平成26年度実績についてということで、資料2を見ていただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料2について説明。)

会長：前回の質問の答えでございますけれども、再度確認等ございますでしょうか。

委員：防災ハンドブックのことで、関係各部署と連絡をとっていただき、ありがとうございます。前回の審議会の際は点字に直してということをお願いいたしました。視覚障害者は今府中に600人位いらっしゃるのではないかと思います。実はその中で点字が読める人というのは、実際は1割もないのです。どうしてかという、点字は指で読むのですが、小さい時から、指の皮が柔らかい時から練習しないと、なかなか実用的に読めるまで上達しないのです。最近は失明する人の中で、子どもの時から目が見えなくなってという方は非常に少なく、盲学校へ入る方がとても少

ないです。ほとんどの方が30歳、40歳過ぎから、場合によっては60歳を過ぎ
てから、成人病を含めていろいろな病気のために失明する方が多いのです。そのよ
うな方は、例えば、点字の一つの字をずっと触っていて、「これは『う』ですね」と
か「これは『お』ですね」といったぐらいには読めるようになって、文章を読む
ということはとても難しい状況です。そういう方に情報を提供するためには、どう
しても声を使っての提供が必要です。例えば私は素人でよくわかりませんが、市
内には朗読ボランティアなど、ボランティア活動をしていらっしゃるグループが
ありますので、そういう方に無料というわけにはいかないですが、交通費とちょっ
とした手当ぐらいでお願いすることができれば、予算的にも税金をあまり使わずに
できるのではないかと思います。ボランティアを市の事業の中で使うことが許され
るのかどうかは私にはわかりませんが、もしそのようなことが可能であれば、財政
的にもそんなに負担が大きくなるのではないかと思いますので、例えばCDとか、
ぜひ音声による提供をご検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

会 長：中途の失明者という方がかなり多いということで、音声による提供をぜひというこ
とでございませう。これについて、事務局お願いいたします。

事 務 局：防災ハンドブックにつきましては、今のところ音声での提供という考えはないとい
うことでお答えはいただいているのですが、視覚障害者の方で点字ができる方が1
割ということでございますので、引き続き関係課に必要性を要望していきたいと考
えております。

会 長：ぜひ対応をお願いしたいと思います。

委 員：今委員が仰った朗読ボランティアですが、社会福祉協議会の登録ボランティアとし
て団体登録していただいておりますので、委員が仰った情報を打診をして、協力体制
が取れるように、前向きな取り組み方をさせていただけるように、こちらからも一言
伝えていきたいと思っております。

委 員：6番の防災倉庫について、空き教室の一部を防災倉庫として使っているのですが、
3階の教室で、他にも一緒にいろいろなものが入っている状況です。防災訓練も年
に1回行ってはいますが、実際そこから運び出すのに手間がかかります。できればプ
レハブのような形でも構わないので、外に倉庫があったらとても便利だなというこ
とがいつも話にあがっていて、要望を出しているのですが、それがどうなっていま
すかという質問でした。教室に倉庫を作っているというのはわかっていますが、外
に倉庫を作っていただくというのは、順番でなんとかならないものではないですか。

事 務 局：現在、校舎の空き教室ですとか、倉庫を防災倉庫として利用している学校が何校か
あるという状況ですが、今後、屋外に倉庫を設置するかということに関しましては、
主管課の方で方向性が定まっていないということでございますので、常時確認しな
がら情報提供をしていきたいと考えております。

会 長：5番目の回答の中に、地域自主防災連絡会を設置するということが書いてあります
けれども、これはいつ頃を目途に作る予定になっているのでしょうか。

事 務 局：来年度の新規事業として概ね6月頃に立ち上げると担当課から聞いております。

委員：自主防災連絡会ですが、今までこのような形で市が住民に呼びかけて、こういう組織を作ろうという場合に、役所は「こういう組織を立ち上げるのでぜひ参加してください」という広報だけになりがちです。当日になって参加してみますと、3～4人がぱらぱらと座っているという状況を何度も目にしてまいりました。やはりこれは事前に、地域ごとに積極的に取り組む意識のある人を何らかの形で、一本釣りと言いますか、意識づけをしておき、周りの方々に「ぜひ今回の連絡会には参加してほしい」というように呼びかけて、できるだけ情報が事前に市民の方々に伝わって、そこに参加することによってどのような意味があるかというのを正確に伝えたいので、できるだけ多くの人間がそこに参加して、その事業が継続していくような取り組みをしていく必要があるのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画（平成21年度から平成26年度）の総合評価について

会長：それでは、議題の(3)地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の総合評価について事務局から説明をお願いします。

(事務局から、資料3-1から3-3について説明。)

委員：これは主管課が自己評価した点数ですか。

事務局：今回はそのような形になります。

委員：今回はということは、前回と違うことがあるのですか。

事務局：今後の計画として、審議会で評価をしていただくことを考えていますが、今回は主管課で評価したものをご提示し、それについて委員のご意見をいただき、評価していただきます。

委員：主管課の自己評価ということで、第三者の目は入っていないのですか。委員になっていますが、正直言いますと個々の詳しい内容について、一つ一つはなかなか理解しづらいところがあります。普通の報告だと総合評価ということで、全体像と特に進展したもの、特に進展しなかったものという特記事項があります。我々の注意が少し向くようなものがあった方がいいのかなという気がしているのですが、個々に一つ一つを言われても、正直全部はわかりません。

事務局：今回は資料3-3から説明させていただいておりますが、この中で評価点の低い事業というのがございますので、それについては資料3-2にまとめてございます。そちらについては少し詳しくご説明をさせていただき、最終的に総合評価ということで資料3-1の集計をご説明するという順番で考えております。確かに一つ一つの事業はわかりづらいところがございますが、これまでも毎年、年度ごとの実績につきましては審議会に報告しておりまして、ご意見・評価をいただいているところでございます。今回は6年間の計画期間が終了したということで、6年分を取りまとめた形をお示ししているものでございます。

事務局：これがどのような事業を指すのかというのはイメージが掴みづらいと思います。お手元に参考資料1と参考資料2をお配りしてございますが、参考資料1が平成21

年度から平成23年度の事業実績でございまして、参考資料2が平成24年度から平成26年度の事業実績でございます。参考資料2が前回の審議会でご審議いただいたもので、3年間の資料となってしまいますが、例えば今ご説明いたしました「わかりやすい情報提供」というのは1ページの下段、番号2で示した事業ということでございます。こちらを両方見ていただきますと、事業全体でこのようなことをやろうとしていて、結果最終的には総合評価がこのような状況だということがお分かりいただけるのではないかと思います。

会長：参考資料2は皆さんを含めてこの審議会でご審議をしたところです。例えば、資料3-3の目標1(2)の③「カラーバリアフリーガイドラインの作成」というところは、総合評価「1」となっております。それについては、資料3-2の評価点1というところに書いてあります。具体的内容については、参考資料2の2ページの番号4を見ていただくと記載があり、実績が24年度「特になし」、25年度「特になし」、26年度「特になし」ということで、資料3-3では「×」「×」「×」となっています。そのような形で確認をしていただければいいかと思います。それを含めて資料3-1については、トータル的に点数を入れまして、1点というのが10事業、割合として1割という流れになっています。確認を含めて、質問等お受けしたいと思います。

委員：今いろいろお話を伺っていて、実施されていないことにつきましては、結局予算がないという感じですが、こういった計画を立ててそれを実施するにあたっては、当然予算を計上していくかと思えます。今後のことにつきましても、審議会でご計画を立てても、それに対して予算をどう立てるかということを確認していただかないと意味がないのかなという気がしましたので、こういった計画について、担当課がどう予算を申請するのか、そういうことをやっているのか、その辺をはっきりしていただきたいと思えます。

会長：ずっと「×」という事業がございまして。審議会ではこれはやりましょうということでしたが、6年間全部「×」で、総合評価が「1」だったというのは、本来はそうではなく、きちんと予算を求めて、強力で押し進めるというのが当たり前だと思います。それについて事務局に確認をしたいと思えます。

事務局：確かに委員の仰るとおりでございます。主管課としましては、計画に基づいた内容について、予算の計上を財政課に掛け合っております。なかなか厳しい状況ではございますが、予算の計上ができるように進めていきたいと考えております。

会長：審議会というのはいかなりの役割があると思えます。市民の意見を反映しているということでございますので、必ず予算を取得していただきたいと思えます。

委員：資料3-2の3ページの3「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」の46番について、どのような要因で避難所運営マニュアルの策定が進んでいないのかということをお聞きしたいと思います。できているところと、できていないところの差がない方がいいと思えますので、教えていただければと思えます。

事務局：避難所運営マニュアルにつきましては、2011年の東日本大震災が発生した後に

各避難所の必要性が改めて問われまして、小中学校を中心に避難所の運営についての協議がございました。避難所の運営につきましては、初動班という形で一番最初に市の職員が駆けつけて実施をするのですが、職員が5～6人となっておりますので、実際の運営につきましては、地域の皆さまや学校、近隣の自治会等の協力が必要となります。そうなりますと現実的に地域の差が出てきてしまうところがございます。それについて、防災危機管理課で積極的に進めているところですが、33校ございますので、現実的になかなか全校できていないところがございます。市としてはその対応として、基本となるベーシックな避難所運営マニュアルを作りまして、それをそれぞれの学校もしくは近隣の自治会にお願いをしまして、進めているところがございます。具体的な数字は今お答えできませんが、中学校の半分くらいはもうできているのかなという形で聞いております。ここで震災が起きて5年経ちますので、今後、早い段階で進めていくと聞いております。その中で先ほど新規事業でもありました、文化センター圏域を中心とした地域自主防災連絡会を進めていくことになっておりますので、その中でも協議していくと聞いております。

会 長：参考資料2の21ページの番号46「避難ルート及び避難所の検証」の26年度実績のところ、1校で避難所管理運営マニュアルを策定ということで書いてあります。整備をしていくということでもありますけれども、どこの学校ですか。

事 務 局：一番最初にできたのは確か第八中学校で、四谷地域でまずは基本となるものができまして、それを基本にまずは中学校圏域、それから小学校圏域という形で広がっていくと聞いております。

委 員：私は「3」がついているところが非常に問題だと思っております。例えば見守り活動や先ほどの防災です。なぜこれが問題かと言いますと、地域によってすごく差があります。市は制度は作った、パンフレットは作った、グッズは作った、だから「3」となっているのかもしれないですが、地域による偏りがひどいんです。そうなるそれが「3」なのかなと。「形を作りました」で終わっていて。自治会の活動もそうですが、地域による差がすごくあるんです。そういうことを入れた「3」なのか、今言った制度を作りました、パンフレットを作りました、グッズを作りましたで「3」なのか。物があるのはいいですよ。トイレが綺麗になっていれば分かるのですが。その辺りが一番必要だと思うところです。

会 長：圏域ごとにきちんと評価をしていくと、地域の温度差がわかるかなと思います。今度行う時にはそれを含めて確認をしていくというのが大事だと思います。事務局はその点についてどのようにお考えでしょうか。

事 務 局：確かに委員のご指摘のとおり、制度を作ってその後の状況をどう活性化していくかについては課題だと思っております。次期の計画については、委員の意見を取り入れさせていただきまして、作った後、状況がこのような形で進んでいますということがお答えできるよう、評価を進めさせていただければと思います。

委 員：資料3-2の番号71「バリアフリーマップの見直し・充実」について、障害者はマップが欲しいのですが、これは予算がどれくらいあればできたのでしょうか。

- 事務局：資料の作成ですとか経費も込めまして、400万円くらいあればできると主管課では考えております。
- 委員：400万円と人の命とどちらが大切かというところですね。マップがあると随分違うので、お願いします。
- 会長：ぜひ、それくらいの予算ならしっかりとやっていただきたいと思います。
- 事務局：事務局でも委員が仰るとおり大事なものだと感じております。しかしながら主管課で予算計上した場合でも、財政課との調整がございますので、現状なかなか厳しいという状況は確かでございます。そういった状況の中で、予算が計上できなかった場合には、市のホームページに「がいどまっぷ府中」というのがございまして、そちらを活用していければと考えております。
- 委員：「がいどまっぷ府中」を見る人がどれくらいいるかです。ほとんど見ていないと思います。私も見ていないです。これを見たらどうだということですが、おそらく、「がいどまっぷ」府中を見ている人はほとんどいないです。冊子になっていて、目で確認できる物ならばいいのですが、インターネットは難しいのではないかと思います。
- 会長：インターネットで見れますよと言っても、いわゆる情報弱者という方が多いわけですから、その辺も含めて判断していただくというのが行政の役割かと思っておりますので、考えていただければと思います。
- 委員：そもそもの話を聞かせていただきたいのですが、資料3-3の総合評価について、各主管課が点数を付けられたというお話がありましたが、例えばこの審議会での我々委員の役割として、点数が適当なのかを論ずる余地があるのかといった根本のところをお聞かせください。
- 事務局：その部分の評価をいただくのが、この審議会をお願いしたい事項でございます。この評価そのものが甘いのではないか、またはこの部分はもう少しできているのではないかというご意見をいただくのは、この審議会だと思っております。総合評価そのものに疑義を論じていただくことは、この範囲だと思っております。
- 委員：私も先ほど委員が仰っていた3点という点数の部分が非常に気になっておりましたので、あえてご質問させていただきました。まず、資料の3-3からいくつか伺いたいと思います。前回の審議会で第三者評価についてご質問させていただき、会議録の4ページに事務局からの回答の詳細があります。この第三者評価は府中市の中でも4課か5課にまたがる場所だと思っております。それぞれの担当課からどんな評価があったのかは存じあげませんが、4課もしくは5課を併せてこの「3」という総合評価であるだろうと認識しております。しかしながら、前回ここで申しあげたとおり、多少なりとも実績は右肩上がりで参考資料から見てとれましたが、事務局の答弁にもありますように、受審やその普及啓発がまだまだだというような状況だと思っていられるにも関わらず、及第点を付けられた理由をお聞かせください。
- 会長：参考資料2の5ページの事業番号11を見ていただければわかると思いますが、府

中市には保育所がかなりあるはずですが、26年度は実績が3か所だけということになっております。その辺について事務局お願いいたします。

事務局：市の方で第三者評価の事務局をしております地域福祉推進課では、第三者評価の対象となる事業者すべてに、このような制度があつて、このような補助金をお出しできますので、第三者評価をぜひ受けていただきたいというご案内をさせていただいております。それを受けまして第三者評価を受けたいとご連絡をいただいたところに補助金をお出ししていますが、ご依頼をいただきました団体に対しましては100%補助金の対象として実施することができました。そのご依頼があつたものに対してすべて補助ができたという結果を踏まえて、事務局では「3」という評価を付けさせていただいた次第です。ですが、前回の答弁でお話しさせていただきましたとおり、事業者そのものはもっと広くいらっしゃいます。年に一度必ずご案内はさせていただいておりますが、なかなか手を挙げていただけないというところが、課題だと思っております。

委員：回答は理解しました。まだ質問がいくつかありますので、重ねてよろしいでしょうか。資料の3-2の1ページにあります目標3の「いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために」の部分の地域通貨について、評価点1の事業に上げられていますが、行政があえて手がけなければならない、だけれども手がけられなかったから「1」を付けられたという認識でよろしいでしょうか。また、府中市は自治会の活動の幅が広く、深いところが多々あります。自治会独自で地域通貨を取組まれていらっしゃるところも多くはないですがあります。そういった情報と言いますか、その辺の行政の認識というところも併せてお伺いしたいと思います。

事務局：こちらの事業は担当が地域福祉推進課となっておりますが、府中市全域で事業展開を考えていたのは、経済観光課です。地域福祉推進課としては福祉の観点からこれを活性化できる方向性はないだろうかということで、検討を2課にまたがって行っておりました。担当課では先進市等の視察も踏まえて調整を図っていたところですが、なかなかその成果の状況が見えてこないということで、その部分の実施を断念したという経過がございます。そのような経過から、福祉部門を担当していた地域福祉推進課ではその部分ではできなかったというのが評価でございます。今後新しい計画ではその部分につきまして、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中で介護支援ボランティア制度というような形で事業展開の方向性を検討していくところもございますので、そのような方向性を踏まえて検討していきたいと考えているところでございます。

委員：資料3-2の目標4「商店会との連携」についての担当部署は、かなり幅広いものが対象となると思いますが、障害者福祉課1つが関わっているような記載となっております。この目的のところは「みんなで作る支えあいのまちづくり」というのが大きな醍醐味だと思いますので、本来であれば幅広い、特定の冠がない、そういったところが対象になるのではないかと考えているのですが、あえて障害者福祉課とした特段の理由があるのかなと少し疑問に思いましたので、質問いたします。

- 会 長：参考資料２の２７ページ番号６３にございまして、担当課が障害者福祉課ということになっております。
- 事 務 局：障害者福祉課ということで対応しているのが何故かというところですが、作業所等の工賃を増やしていこうというところがまずありましたので、その部分で商店会となにかコラボできないかというところからこの項目が入ったというように聞いております。現在、再開発の絡みもあり、ハーモニーが押しやられている部分もあるのですが、生きがいつくりということで、今後ここの部分が核になっていくのかなという感じがしております。
- 委 員：民生委員の立場でお話しさせていただきたいと思います。この中に民生委員との連携という、民生委員ということがかなり出てきています。私どもは大変頑張って活動をさせていただいていますが、この資料３－２の２ページにあるように、なり手不足が深刻な問題だということで、今年は改選の年になっておりまして、年齢要件と希望退任とでかなり多くの方が退任されます。その後任を決めるということで私ども推薦委員としては大変苦勞しております。なぜ、こんなになり手が少ないかという問題を民生委員協議会でも話し合わなければならないと思いますが、やはり行政のPR活動が不足しているように思っております。また、今、お仕事している方が民生委員になっていることが多く、時間がないという方が多いのですが、それにしては本来の仕事の他にいろいろな役に引っ張り出されるというようなことも一因としてあります。そういう風なことで民生委員の業務についての相談の窓口というのが今のところ市にないんです。民生委員というのは１７３名の大きな所帯で活動をしておりまして、事務的な取り仕切りというのは事務局がやってくれるのですが、民生委員の事業のやり方についてご相談できる窓口について、今のところどこにご相談したらいいのかと悩むことがありますので、そのような点も今後考えていただきたいなと思っております。
- 事 務 局：非常に反省しなければならないご意見だと思っております。民生委員担当事務局の地域福祉推進課は、ただ民生委員協議会の事務を執行するだけでなく、民生委員さんの活動上のいろいろな日常の相談ですとか、事業を推進していくためにどうしたらいいのかということを考えて対応しなければならないと思っております。その部分が不足しているのであれば、早速その部分について対応を含めて検討してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

(４) 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画(平成２７年度から平成３２年度)の評価表(案)について

- 会 長：それでは次の議題に移りたいと思います。資料４の地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の評価表(案)について事務局から説明をお願いします。
- (事務局から、資料４－１から４－４について説明。)
- 会 長：評価の資料を提出していただきました。これに基づいて、この審議会で評価をするという案でございます。何かご意見等ございますでしょうか。

- 委員：3つあるのですが、1つ目は各事業に予算額を書きただけではないでしょうか。これだけ見ても事業の大きさがピンとこないです。予算額に対して実績はどうだったのかというのがまず1つです。2つ目は先ほど地域という問題がありました。どういう分け方でいいかという問題がありますが、もう少しきめ細かく分けた地域の差というのを行っていただきたいと思います。3つ目は主管課だけではなく、例えば関係団体などのアンケートでこうなりましたといった、何か少しでも第三者の目が入るような評価にしていきたいと思います。
- 事務局：それぞれの要望につきましてはご意見としていただき、事務局で検討しまして、後日皆さまにこういう形になりましたということで報告させていただきたいと考えております。
- 会長：次回の審議会で報告できますでしょうか。
- 事務局：次回の審議会でご報告させていただきます。
- 委員：先日、府中市の広報に地域福祉コーディネーターの増員という形で2～3行の記事が出ておりました。計画の中で増員の数が少ないような気がします。文化センター圏域の11なら11と、地域に対する地域福祉コーディネーターの配置の状況など、その計画を事務局から聞いておきたいなと思いました。
- 会長：資料4-3を見ていただければと思います。この中に地域福祉コーディネーター配置数ということで、平成32年度の目標値が6とあります。その辺について、文化センターが11あるのにこの数が違うのではないかとということでございます。
- 事務局：まず平成28年度につきましては、地域福祉計画上に載っております2つの地域に設置していくことを考えております。今回配置する地域につきましては、現在のところでは押立方面と武蔵台方面を考えておりますが、地域福祉計画の中ではまだ福祉圏域ということで動いている関係がございます。文化センター圏域というお話もありましたが、平成28年度は2つの地域に配置することをモデル事業という形で位置づけまして、モデル事業を実施した内容を今後検証していく中で、地域住民の方が活動しやすいような方向性を生み出せるよう、今後検討していきたいと考えております。
- 委員：従来の行政の方式が改善されてないというか、新しい形でのもう少し明確な、文化センター圏域にするのであれば、どの地域がどのようにその圏域の中に入るとか、そういった組み立てのところは少なくとも早急に立てていただいて、その次のステップに行けるようお願いしたいと思います。
- 事務局：委員の仰るとおりでございます。地域福祉コーディネーターで申しあげますと圏域の関係が課題と主管課では捉えておりますので、こういった点につきましてもモデル事業を見据えながら検討していき、最終的には福祉のまちづくり推進審議会の皆さまにお伺いする中で、よりよい方向性を考えていければと思っておりますので、よろしく願いいたします。
- 委員：この地域福祉コーディネーターというのは社会福祉協議会でやっていらっしゃることを仰っているのでしょうか。そうではなく、市として別に地域福祉コーディネーター

ターを作るといことでしょうか。

事務局：社会福祉協議会では、文化センター圏域につきまして、地域福祉コーディネーターを配置しております。本市の地域福祉コーディネーターは、同じ方をお願いする形を考えていますが、市として配置するという形になりますので、社会福祉協議会が今行っている地域福祉コーディネーターとは違う形になります。現状もう配置されておりますので、その地域福祉コーディネーターの方に市が二人分の予算を計上してをお願いするというところで考えております。

事務局：補足させていただきます。今、社会福祉協議会は、地域福祉活動計画に基づきまして、11の文化センター圏域に地域福祉コーディネーターを配置して、社会福祉協議会の自主事業として事業展開を進めていただいているところでございます。圏域がどうなのかという課題もありますが、府中市では今年度からの計画期間となります地域福祉計画の中に、福祉の6圏域に基づきまして6人の地域福祉コーディネーターを配置していきますという事業計画を持っております。この府中市の事業計画に基づきまして、今回は福祉圏域のうちの2つの圏域の部分について、2人の地域福祉コーディネーターを配置していく形です。具体的には、社会福祉協議会がすでに事業実施をしていただいておりますので、その地域福祉コーディネーターに市の地域福祉コーディネーターとして委託をし、事業展開を進めていただくというような段取りで考えているところでございます。

委員：地域福祉コーディネーターというのは社会福祉協議会ではもっとたくさんいらっしゃると思いますが、押立と武蔵台の地域に限って市から委託された地域福祉コーディネーターという立場になるということでしょうか。

事務局：現在、社会福祉協議会には11人の地域福祉コーディネーターがいらっしゃいます。そのうちの2人の方を府中市から委託をしまして、圏域をお願いする形となります。圏域が社会福祉協議会と市で異なるため、押立圏域は府中市の福祉圏域の第2地区となりますので、そこを包括的に対応する形でコーディネーター業務を担当していただくよう、協議を進めているところでございます。併せて、武蔵台圏域は福祉圏域の第5地区となりますので、そこを包括的に調整していただくよう、検討をお願いしているところでございます。

委員：とてもわかりにくいと思うのですが、一本化することはできないのでしょうか。社会福祉協議会の11人の地域福祉コーディネーターをそのまま全て市から委託されている形にはできないのですか。

事務局：現段階で市で合意形成が取れているのは、地域福祉コーディネーターは6圏域に6人配置するということまででございます。圏域に課題があるのは市でも認識しております。地域福祉コーディネーターには、地域のご相談にのっていただくことと、いろいろな地域の生活課題・福祉課題を解決できる住民の組織・仕組みづくりをしていくことの2つの大きな業務がございます。そのためには地域の皆さんの活動が必要となりますので、市民の皆さんが一番活動しやすい圏域はどこなんだろうということもモデル事業の中で併せて検討していただきながら、課題を解決していく方

向性を考えているところでございます。

会 長：圏域については、この審議会ですべて問題となっています。福祉圏域が6に対して文化センター圏域が11あるということで、きめ細かにやるのであれば11の福祉の圏域を作ればいいのではないかとということで、審議会で大分論議をしたわけです。それを持ちあげていくのですが、どうもその点がうやむやになっているのが現状であります。今回は事務局から答弁がありましたので、このモデルをしっかりと見ていただきまして、やはりそれは広すぎる、文化センター圏域が一番住民に慣れているのではないかとということであれば、この審議会でもしっかりと論議をいたしまして、理由をきちんと書いて、そのようにすべきであるというような形で審議会の意見をあげるというスタイルにさせていただければありがたいなと思っております。

委 員：確認ですが、この地域福祉コーディネーターの圏域というのは、今、社会福祉協議会が主になってやっていたらいいのですが、いずれは市の事業に移行して行って、社会福祉協議会は引かれるということなのではないでしょうか。

事 務 局：具体的には社会福祉協議会と連携をしながらこの事業をやっていく限りは不可能だと思っております。現段階では、地域福祉コーディネーターの委託を社会福祉協議会にお願いをしていくことを考えています。市が社会福祉協議会に委託をする形となりますので、市の事業として事業展開を図っていくという考え方でございます。

委 員：福祉の6圏域を市で外せない理由について、明確にさせていただければと思います。審議会ですべてやっていることが全然改善に繋がっていかないと。枠が決められた範囲で市の方としてはそれ以外進まないようなご答弁だったので、今後その辺を11人で進めるのだろうかとか、どのように市の6圏域を決めるのかとか、その辺のところを明確にお答えいただければと思います。

会 長：計画書の33ページを見ていただくと、福祉エリアということで6圏域の資料が出ているかと思っております。

事 務 局：福祉エリアの6圏域というのは、民生委員の地区が6地区に分かれておりまして、その民生委員の6地区を基に6圏域という形を定めているのが現状でございます。福祉の6圏域が何なのというところですが、地域福祉計画を統括している福祉計画がございまして、この福祉計画は地域福祉計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障害者計画、障害者福祉計画、全てを串刺しにした形となっております。それぞれの計画には、例えば特別養護老人ホームをこの地域には何か所作らなくてはいけない、地域包括支援センターを何か所作らなくてはいけないというように、人口規模や高齢者の人数に合わせて、それぞれの法に基づきました事業計画が連なっております。その事業計画を策定するには、どうしてもある一定程度の圏域を作らなければならないという状況がございまして、福祉の施設を作った場合、その支援していただける方というのは、地域の中で福祉の関係の活動していただける方はやはり民生委員ということでお願いする形が往々にございました。当時はNPOなどで活動される方がまだまだ少ない状況でありましたので、支援をしていただける

民生委員が一番活動しやすい圏域ということでこの6圏域を使いまして、過去の福祉計画から、事業計画に基づいてハードを整備してきたという経過がございます。今回もこの圏域をどう分けるかについては、障害者計画や高齢者保健福祉計画等と全て連動しているものでございましたので、その事業規模をどう考えるかというところで、やはり民生委員の圏域を活用させていただいたという経過でございます。

委員：今回進めている地域福祉コーディネーターですけれども、少なくとも民生委員を助ける立場と聞いています。今後、民生委員の人員の問題とかそういう点を合わせれば、地域福祉コーディネーターをさらに活用させていただいて、やはりもう少しきめ細かい、市長が掲げている共生とかそういった立場に進むべきではないかなと考えますので、その辺も併せてよろしくご検討ください。

事務局：今の圏域の関係でございますけれども、市の中には文化センター圏域、福祉の6圏域、中学校の学区域等いろいろな区域に分かれている部分が実態としてございます。今ご説明させていただきましたが、福祉の6圏域といたしますのが、民生委員の区域割から生じたかなり古い歴史があるものです。繰り返しとなってしまいますが、福祉計画の中の例えば特別養護老人ホームですとか、グループホームですとか、そういった福祉の施設について、圏域ごとにいくつとかそういった計画で動いている部分、あるいはそういった形で動いてきた部分がございます。また、地域福祉コーディネーターの関係はむしろ市としましても、福祉圏域をさらに発展させて、より細かく市民サービスを提供するという意味で、これは例えば防災とかあるいは福祉の関係、こういったものの相談を広く受けるような、11の文化センターを中心としたミニ市役所的なものを将来的には創設していきたいというようなイメージがございます。したがって、その従来からの6圏域、そして今後のミニ市役所的な11の文化センターを圏域とした割り振り、このところの整合性を、将来的にはきちんととっていくところですが、いろいろと検討をさせていただきながら、将来的には進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

会長：住民のためというところを前提に、ぜひ考えていただきたいと思います。

委員：いろいろ資料などを見ると課題がありすぎて、どういうことを言ったらいいのかわからないですけれども、次回に提案したいと思います。よろしくお願いいたします。

委員：今期の計画に入っている後見人の養成ですが、家のすぐ近くに子どもだけになってしまい、子どもが3人いるのですが、弁護士が各子どもに一人一人ついている世帯がありまして、後見人の内容というか、どの程度のことまで行っているのかをお聞きしたいと思います。

事務局：後見人がついているということは、成年後見なのか、成年後見にも保佐、補助などの状況がありますので、その方がどのような状況なのかはわかりかねるのですが、何らかの形で判断に厳しい状況があるので、成年後見人がついたのではないかと想定されます。成年後見人がつきますと、それが保佐や補助によっても変わりますが、契約行為ですとか大事な意思決定を、その方の意思を十分反映できるような形で、その方に代わって成年後見人が行います。わからないために不利な契約をされてし

まうとか、お金をだまされるということが心配ですが、その部分の対応はできる形になっていると思います。ご親族がいらっしゃれば、ご親族が成年後見の申立を行うことができますが、ご親族がどなたもいらっしゃらない場合は、その方が認知症になっていらしてもその状況はわからないため、一番心配であります。そのような場合、地域の方からの情報や地域包括支援センターの情報収集によりまして、市が市長申立という形で成年後見人をつける手続きを行っているところでございます。また、現在、成年後見制度の総合的なご相談に乗っていただいているのは社会福祉協議会です。市から社会福祉協議会に委託をして、権利擁護センターという形で事務所を立ち上げていただきまして、そこで総合的な府中市内の成年後見制度に関するご相談を承っているところでございます。

会 長：権利擁護の関係ですね。成年後見制度がありますので、その辺を確認なさるといいかと思います。

副 会 長：2点、意見を挙げたいと思います。地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画ではこれまで計画を立てて、この実施状況を評価しながら改善策を提案していくということに取り組んできているわけですが、改めてまた、今回提示していただいた部分に基づいた、計画評価をもっと明確な形で取り組んでいこうという姿勢を市の方で示されたのだなと思っております。そういった点では敬意を表すべきことではないかと思っております。それにつきまして、1点は計画評価をするにあたっては、今回も目標の達成度ということでされておりますけれども、評価の中心となるのが、その事業の目標がどう設定されているかというところかと思っております。先ほどの話を聞いていて、いろいろな観点から指摘がされていたかと思っておりますけれども、概ね計画に盛り込まれている事業が実施されていたかどうかという、いわゆる過程評価、プロセス評価ということを中心になさっているわけですが、評価にあたっては今日の話の中でも、どのような体制で取り組んでいくんだというようなことがあります。構造評価、ストラクチャー評価というような観点であります。そもそもそれぞれの事業自体がどのような体制で参加・協力を得て取り組んでいるか、このような観点を評価というようなことも大事になりまして、そこで地域をどう捉えて、どう圏域、区域分けをしていくかという大きな点とも関わってくると思っております。私どもは活動に応じてあるいはネットワークに応じて、その対応する区域や地域というのは重層的に捉えるべきだと主張しているわけですし、6圏域も大事だし、11圏域も大事だし、もっと小さな自治会・町内会単位とたくさんある地域、それこそが一番住民の協働活動で大事なわけです。そういった重層的な圏域をどう構築していくかということが推進計画の大変重要なポイントだと思います。こういうこともさらに深めていくといいかと思っております。それから、もう1つはなかなか難しいのですが、事業を行って成果がどうだったかという効果・成果評価というような観点も、できるならばの方がいいですし、先ほどご指摘がありましたけれども、インプットはどうなんだということで、そういう導入した資源についての情報も必要だと思います。効果と投入した資源がわかれば効率性の評価というようなこともできるわけで

す。行政の方がそういったことはよくご存じかと思えますけれども、この目標が果たしてどう達成されたかどうかということが、なるべくわかりやすく評価しやすいような形で目標設定していくことが大事かと思えます。もう1つ、どうしても時間的に事業実施をしてそれを取りまとめられて、こういった形で評価していくという、自己的な評価になっていきますが、例えばこの26年度までの事業の評価を現状では行っているわけですし、これを次に繋げていくことが、どのようなスケジュール設定になるのかというのがあります。要するに既に次期の計画ができてしまっているということですから、26年度までの前期計画の総合評価がこうでしたというのが出たとして、これがどのような形で次に繋がっていくのかということで、改善の部分がどのように繋がっていくかというのは、これは毎年度行っていくわけですが、この表でもDO・CHECK・ACTという項目がありますが、この改善というのはどこでどういう風になり、どう反映されるのかというようなあたりも、また次回にご説明いただければと思います。

会 長：計画の評価をするには一番大事なところでございますので、今言われたようなことを確認しながら、ぜひお願いをしたいと思います。

委 員：皆さんは聞こえる方ですので、聞きながら、文字を見ながら、ということができませんが、私は手話通訳だけを見ておりますので、資料と並行して見るという時間はなかなかありません。ですので、審議会が始まる30分位前に事前に資料をいただいて確認をさせていただければいいなと思いますが、いかがでしょうか。

事 務 局：資料は事前に送付をさせていただいて、今回の会議に臨んでいただいたところで、毎回そのような形を取らせていただいているのですが、もし事前に詳細な状況をとということであれば、その部分につきましてはご相談に乗らせていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

3 その他

会 長：議題の3その他について事務局から連絡等をお願いします。

事 務 局：次回の審議会は6月または7月の開催を予定しており、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画の事業実施計画などにつきましてご審議いただく予定です。

4 閉会

会 長：それでは第3回府中市福祉のまちづくり推進審議会を終了させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。